

監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 450 監査の過程で識別した虚偽表示の評価 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 17 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 監査の進捗に伴い識別した虚偽表示の検討》 5. 監査人は、虚偽表示を識別した場合、その虚偽表示が不正の兆候を示しているかどうか評価しなければならない。(A7 項参照) 5-2. 監査人は、以下の場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうか判断しなければならない。 (1) 識別した虚偽表示の内容とその発生の状況が他の虚偽表示が存在する可能性を示唆しており、それらを合算した際に重要な虚偽表示となり得る他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している場合 (A7-2項参照) (2) 監査の過程で集計した虚偽表示の合計が、監査基準報告書320に従って決定した重要性の基準値に近づいている場合 (A8項参照) (省 略)	監査基準報告書 450 監査の過程で識別した虚偽表示の評価 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 17 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《2. 監査の進捗に伴い識別した虚偽表示の検討》 (新 設) 5. 監査人は、以下の場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうか判断しなければならない。 (1) 識別した虚偽表示の内容とその発生の状況が他の虚偽表示が存在する可能性を示唆しており、それらを合算した際に重要な虚偽表示となり得る他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している場合 (A7項参照) (2) 監査の過程で集計した虚偽表示の合計が、監査基準報告書320に従って決定した重要性の基準値に近づいている場合 (A8項参照) (省 略)

改正案	現 行
《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査の進捗に伴い識別した虚偽表示の検討》(第5項から第6項参照) A7. 識別した虚偽表示の内容とその発生状況が、不正の可能性を示唆していることがある。その場合、不正が単発的に発生することはほとんどないことから、監査人は、監査基準報告書240で要求されている手続も実施する(監基報240第55項及び第58項参照)。 A7-2. 虚偽表示は、単発的に発生するとは限らない。例えば、監査人が識別した虚偽表示が、内部統制が機能していないこと、又は企業が広範囲に適用している仮定や評価方法が不適切であることから生じている場合、他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している。 (省 略) 《5. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価》(第9項及び第10項参照) (省 略) A21. 監査基準報告書240は、不正に起因する又はその可能性がある虚偽表示について、財務諸表に関連して金額的重要性がない場合でも、他の監査の局面との関係に留意して、当該虚偽表示が示す意味を検討しなければならないことについて記載している(監基報240第57項参照)。財務諸表の注記事項に関する虚偽表示も、例えば、以下の場合、不正を示唆することがある。 ・ 経営者の判断にバイアスがあることにより、誤解を招くような財務諸表の注記が行われている場合 ・ 財務諸表の記載の適切な理解を妨げることを目的に、重複する又は有益でない注記が幅広く行われている場合 取引種類、勘定残高及び注記事項における虚偽表示の検討を行う際、監査人は監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」第14項に従い、職業的懐疑心を保持する。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査の進捗に伴い識別した虚偽表示の検討》(第5項及び第6項参照) (新 設) A7. 虚偽表示は、単発的に発生するとは限らない。例えば、監査人が識別した虚偽表示が、内部統制が機能していないこと、又は企業が広範囲に適用している仮定や評価方法が不適切であることから生じている場合、他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している。 (省 略) 《5. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価》(第9項及び第10項参照) (省 略) A21. 監査基準報告書240は、不正に起因する又はその可能性がある虚偽表示について、財務諸表に関連して金額的重要性がない場合でも、他の監査の局面との関係に留意して、当該虚偽表示が示す意味を検討しなければならないことについて記載している(監基報240第34項参照)。財務諸表の注記事項に関する虚偽表示も、例えば、以下の場合、不正を示唆することがある。 ・ 経営者の判断にバイアスがあることにより、誤解を招くような財務諸表の注記が行われている場合 ・ 財務諸表の記載の適切な理解を妨げることを目的に、重複する又は有益でない注記が幅広く行われている場合 取引種類、勘定残高及び注記事項における虚偽表示の検討を行う際、監査人は監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」第14項に従い、職業的懐疑心を保持する。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - ー 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - ー 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) - ー 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) ・ 本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - ー 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」(年 月 日改正)	・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - ー 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - ー 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) - ー 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正)

改正案	現 行

以 上